



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 2
- 県道路線の認定（道路管理課） 2
- 県道路線の廃止（道路管理課） 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3

告 示

沖縄県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成29年 9 月 26 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良区の名称 糸満市北名城土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成29年 9 月 19 日

沖縄県告示第492号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第518号で同意の認定をした具志川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年 9 月 26 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第493号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年 9 月 26 日から同年10月10日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 9 月 26 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 竹富町字西表1499番地の41 石垣長治、竹富町字小浜1501番地 大城英佑
- 2 加入区 竹富加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖縄県告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成29年 9月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・20号一銀線
- 3 事業施行期間 平成29年 9月26日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 那覇市久茂地 3丁目及び牧志 1丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。
なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年 9月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
190	平良新里線	宮古島市平良字西里	
		宮古島市上野字新里	
192	平良久松港線	宮古島市平良字西里	
		宮古島市久松港	

沖縄県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年 9月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
190	平良新里線	宮古島市平良宮古地方庁	
		宮古島市上野字新里	
192	平良久松港線	宮古島市平良宮古地方庁	
		宮古島市久松港	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年9月26日から平成30年1月26日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成29年9月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成29年8月21日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレッシュプラザユニオン赤道店 うるま市宇赤道627番6、638番5及び645番ほか4筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社野嵩商会 宜野湾市野嵩一丁目12番13号 代表取締役 仲村明

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社野嵩商会 宜野湾市野嵩一丁目12番13号 代表取締役 仲村明

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年4月22日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,119平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 111台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 30台

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 174平方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 41.1立方メートル

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画の名称 那覇市空港南地区地区計画

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--